

## 島根県中小企業育成振興資金融資要領

この要領は、島根県中小企業育成振興資金融資要綱（平成4年4月17日島根県告示第451号。以下「要綱」という。）に基づき、中小企業育成振興資金の融資に関し必要な事項を定めるものとする。

### （取扱金融機関）

第1条 要綱第2条の規定による指定金融機関は、県内に営業店舗を有する金融機関とする。

2 中小企業育成振興資金の融資の取扱いは、取扱金融機関の県内の営業店舗で行うものとするが、県内に本店舗を有する場合は県外の営業店舗でも取扱うことができるものとする。

### （資金措置）

第2条 中小企業育成振興資金の運用に必要な資金の取扱金融機関への預託は、別紙預託契約書により行うものとする。

2 要綱第3条第3項に規定する知事の定める倍率は、前項の規定により締結する契約で定めるものとする。

### （融資対象者）

第3条 申請者が法人である場合には、法人設立の届出を行っていること。

### （中小企業育成振興資金の各資金の協調融資）

第4条 事業所新設等資金と成長企業応援資金又は経営資産承継資金との協調融資は、認めない。成長企業応援資金と経営資産承継資金との協調融資についても同様とする。

### （融資の申請に当たっての留意事項）

第5条 中小企業育成振興資金の融資の申請に当たっての留意事項を列記すれば次のとおりである。

#### （1）事業所新設等資金

ア 要綱第5条の表1の項に規定する「知事が特に必要と認める事業」は、製造業及びソフト産業等に属する事業以外の事業であって、事業所が設置される区域を管轄する市町村の地域振興対策に適合したものであり、雇用効果等から判断して中小企業育成振興資金による資金調達が適当と認められるものをいう。ただし、その場合にあつては、当該市町村長の推薦書（様式第3号の2）を申請書に添付するものとする。

イ 要綱第5条の表1の項第1号オに掲げる区域に事業所の新設等を行う場合にあつては、その区域を管轄する市町村長の意見書（様式第3号）を、申請書に添付すること。ただし、当該市町村長の推薦書（様式第3号の2）を添付する場合はこの限りでない。

ウ 要綱第5条の表1の項第2号に規定する「常時使用する従業員」は、雇用期間の定めのない雇用契約を締結した従業員及び派遣労働者その他の実質的に常用雇用される従業員に準ずると認められる者をいう。

エ 要綱第5条の表1の項第2号に規定する「常時使用する従業員を新規に3人以上雇用する計画」は、申請書提出前に事業所の新設等に係る職業訓練のため雇用した者も含む計画とする。ただし、その場合にあっては、その雇用に係る経過が明らかとなる資料を申請書に添付するものとする。

オ 融資対象施設等の取得に要した消費税、仲介料、登記費用等固定資産として台帳登載が可能な費用は、融資対象事業費に含めることができるものとする。

カ 中古償却資産については、その資産の取得が事業運営上特に必要と認められる場合に限り、融資の対象とするものとする。ただし、その場合にあっては、取得する資産の償却年数は、取得時における残存償却年数とする。

キ 島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金、島根県企業立地促進資金又は島根県ソフト産業等立地促進資金との協調融資は認めないものとする。

## (2) 成長企業応援資金

ア 要綱第5条の表2の項において規定する「成長を図ろうとする企業が実施する事業」を例示すれば、次のとおりである。

(ア) 成長が見込まれる分野（環境関連、健康・医療・介護関連等）で展開を図る事業

(イ) 独自の技術又はサービスを活かして展開を図る事業

(ウ) 県外又は海外の市場への進出を図る事業

イ 要綱第5条の表2の項に規定する別に定める要件は、次のすべてを満たしていることとする。

(ア) 先進性又は革新性があると認められること。

(イ) 企業戦略として高く評価できるものであること。

(ウ) 県経済又は県民生活への波及効果が特に高いと認められること。

ウ 特別の定めがある場合を除き、設備資金の取扱いについては、島根県中小企業制度融資の例による。ただし、土地の取得費も対象とする。

エ 特別の定めがある場合を除き、運転資金の取扱いについては、島根県中小企業制度融資の例による。

## (3) 経営資産承継資金

ア 要綱第5条の表3の項第2号の規定により、雇用要件の免除の適用を受けようとする場合は、市町村長の意見書（様式第3号の3）を添付すること。

イ 特別の定めがある場合を除き、設備資金の取扱いについては、島根県中小企業制度融資の例による。ただし、土地の取得費も対象とする。

ウ 特別の定めがある場合を除き、運転資金の取扱いについては、島根県中小企業制度融資の例による。

（融資対象事業）

第6条 リース、割賦払い又は延べ払いによる土地、建物及び償却資産の取得費は、融資対象事業費に含めることはできないものとする。

2 土地のみの取得は、融資の対象としないものとする。

3 止むを得ない事由により申請前に事業に着手しようとする場合にあっては、事前着手届（様式第2号）を取扱金融機関を経由して知事に提出しているときに限り、

融資の対象とできるものとする（事業所新設等資金及び経営資産承継資金に限る。）。

4 借受者は、融資実行日から1年以内に融資対象事業費の支払を完了しなければならない。

（融資限度額等）

第7条 融資限度額は、1事業計画に対するものとする。

2 償還期間は、取得しようとする融資対象施設等の償却年数のうち最も長いものと同一の年数以内とする。

3 償還金額は、千円単位とし端数については初回算入とする。

4 当該資金について信用保証協会が保証を付与する場合であっても、次の各号に定める保証の対象となる融資の場合には、責任共有制度の対象とならないものとする。

(1) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「保険法」という。）第3条の3に規定する特別小口保険に係る保証

(2) 保険法第12条に規定する経営安定関連保証（保険法第2条第5項第1号から第4号及び第6号までのいずれかの事由に該当することについて市町村長の認定を受けた特定中小企業者に係るものに限る。）

(3) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第12条第1項に規定する災害関係保証

(4) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第4条第1項に規定する創業等関連保証及び産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第129条第1項に規定する創業関連保証（同法同条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものを含む。）

(5) 保険法第3条の9に規定する事業再生保険に係る保証

(6) 信用保証協会の有する求償権を消滅させることを目的とした保証

(7) 破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法（平成10年法律第151号）第3条第1項に規定する破綻金融機関等関連特別保険に係る保証及び同法第4条第1項に規定する破綻金融機関等関連特別無担保保険に係る保証

(8) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第128条第1項に規定する東日本大震災復興緊急保証

(9) 経営力強化保証制度要綱（20120918中庁第1号）に規定する経営力強化保証制度に係る保証（責任共有制度の対象除外となる信用保証協会の保証付きの既往借入金（平成19年9月30日以前に信用保証協会が申込み受付した保証であって保証割合が100分の保証を含む。）を借り換える場合（信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）に限る。）

(10) 事業再生計画実施関連保証制度要綱（20140114中庁第2号）に規定する事業再生計画実施関連保証制度に係る保証（責任共有制度の対象除外となる信用保証協会の保証付きの既往借入金（平成19年9月30日以前に信用保証協会が申込み受付した保証であって保証割合が100分の保証を含む。）を借り換える場合（信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）に限る。）

5 保証料率は、保証委託の対価として計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したものとする。

(融資手続)

第8条 融資手続は、次のとおりとする。

(1) 事業所新設等資金及び経営資産継承資金

ア 申込者は、融資申請書(様式第4号)を作成し、受付機関へ提出するものとする。

イ 受付機関は、アの融資申請書の提出を受けた場合には、融資意見書(様式第5号)を作成の上添付し、取扱金融機関へ送付するものとする。

ウ 取扱金融機関は、イの融資申請書の提出を受けた場合には、融資実行意見書(様式第6号)を作成の上添付し、知事に提出するものとする。

(2) 成長企業応援資金

ア 申込者は、融資申請書(様式第4号)に別に定める様式に準じて作成した事業に係る計画書を添えて、受付機関へ提出するものとする。

イ 受付機関は、アの融資申請書の提出を受けた場合には、融資意見書(様式第5号)を作成の上添付し、取扱金融機関へ送付するものとする。

ウ 取扱金融機関は、イの規定により融資申請書の提出を受けた場合において、適当と認めるときは、知事に採択を推薦し、及び審査助言会議(以下「会議」という。)への付議を依頼することとする。この場合においては、融資実行意見書兼推薦書(審査助言会議付議依頼書)(様式第6号の2)を作成の上添付し、知事へ提出することとする。

エ 知事は、前項の規定により採択の推薦及び会議への付議依頼があった場合には、次により会議を開催するものとする。

(ア) 会議の構成 会議は、会議ごとに、知事が指名する職員及び関係機関が推薦する職員により構成する。

(イ) 会議の議長 会議の議長は、中小企業課長が務める。

(ウ) 会議の審議 会議の審議は、委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する。

(エ) その他会議の運営に必要な事項 (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、会議の運営に必要な事項は、中小企業課長が定める。

(融資実行)

第9条 借受者は、要綱第8条第1項の認定を受けた額の範囲内で、3回を限度として段階的に中小企業育成振興資金の融資を受けることができるものとする。

2 借受者は、取扱金融機関との間で繰上償還に関し別紙特約書(様式第7号)を締結しなければならない。

3 事業所新設等資金の借受者は、投下固定資本の取得に要する経費の支払にあたっては、納品書、請求書及び領収書(金融機関での払込が確認できる書類をもって代えることも可)を必ず納入業者より徴求し、要綱第15条第1項の完了検査があるまで整理保存をしなければならない。

4 取扱金融機関は、融資を完了したときは、完了した日から10日以内に融資実行報

告書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

5 取扱金融機関は、8月末及び2月末の融資状況について、翌月5日までに融資状況報告書（様式第9号）により知事に報告しなければならない。

（事業実施計画の変更等）

第10条 借受者は、要綱第8条第1項の認定を受けた事業実施計画を変更し、又は中止しようとするときは、事業実施計画変更（中止）申請書（様式第10号）を受付機関及び取扱金融機関を経由して知事に提出しなければならない。

2 取扱金融機関は、融資条件を変更しようとするときは、融資条件変更申請書（様式第11号）を知事に提出しなければならない。

（繰上償還）

第11条 借受者が、止むを得ない事由により中小企業育成振興資金の融資により取得した施設等を売却又は他に譲渡しようとするときは、融資対象施設等処分承認申請書（様式第12号）を取扱金融機関を経由して知事に提出しなければならない。

2 取扱金融機関は、要綱第13条第1項の規定に基づき借受者より中小企業育成振興資金の返還があった場合には、返還のあった日から7日以内に繰上償還報告書（様式第13号）を知事に提出しなければならない。

（事業所新設等資金に係る完了報告）

第12条 事業所新設等資金の借受者は、融資対象事業費を含む投下固定資本の支払を完了したときは、完了した日から20日以内に関係証拠書類の写しを添えて、事業完了報告書（様式第14号）を知事に提出しなければならない。

2 段階的に融資を受けた場合は、その融資に係る事業費の支払が完了する毎に事業完了報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

（事業所新設等資金に係る雇用状況等報告）

第13条 事業所新設等資金の借受者は、創業後1年を経過した日の属する年度から融資期間が満了する年度までの間、各年度の決算時点の雇用状況等を雇用状況報告書（様式第15号）に記載し、決算日から起算して60日以内に知事に提出しなければならない。

（変更事項の届出）

第14条 借受者は、商号又は名称の変更等の事業活動に係る変更事項が生じた場合には、その変更事由が生じた日から10日以内に変更事項届出書（様式第16号）を知事に提出しなければならない。

（その他）

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、適宜、関係者が協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、平成4年4月17日から適用する。

附 則

この要領は、平成6年10月3日から適用する。

附 則

この要領は、平成7年6月13日から適用する。

附 則

この要領は、平成8年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成15年7月18日から適用する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年1月25日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年3月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年12月1日から適用する。

